

# 第5期坂出市障がい福祉計画

平成30年3月

坂出市



## 目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の基本理念.....	1
3 計画の位置づけ.....	1
4 計画の期間.....	3
5 計画の対象者.....	3
6 計画の公表・意見公募.....	3
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	4
1 人口構造.....	4
2 障がい者の状況.....	5
3 サービスの利用状況.....	9
第3章 障がい福祉計画の推進.....	15
1 2020年度の成果目標.....	15
2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）.....	17
3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）.....	23
4 その他の新制度への対応.....	26
第4章 計画の推進.....	27
1 計画の推進体制.....	27
2 計画の点検・評価および改善.....	27
（資料）相談・支援窓口一覧.....	29

### ※「障がい」のひらがな表記について

坂出市においては、『坂出市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づき、「害」の字をひらがなに表記し「障がい」とすることとしており、本計画中においても、外部の組織名を除いて「障がい」の表記を用いることとします。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」は、「障がい者総合支援法」と表記します。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

本市では、1997（平成9）年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、2007（平成19）年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、2009（平成21）年には、障がい福祉計画の見直しを行い、2012（平成24）年には、『坂出市障がい者福祉計画および第3期障がい福祉計画』を策定、2015（平成27）年には、『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

今回の第5期障がい福祉計画は、2017（平成29）年度で第4期障がい福祉計画の期間が終了することから、国から示された基本指針および第4期における実績等を踏まえ、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間で計画期間として策定するものです。また、障がい者総合支援法および児童福祉法が2016（平成28）年に一部改正されたことに伴い、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため、児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」も併せて一体的に策定します。

## 2 計画の基本理念

**住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで**

「坂出市障がい者福祉計画」の基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域の中で共に豊かに安心して生活できる共生社会の実現をめざします。

## 3 計画の位置づけ

### （1）法的な位置づけ

「第5期障がい福祉計画」は、「障がい者総合支援法」第88条第1項の規定による「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービスの見込量およびその確保のための方策等を定めた計画です。

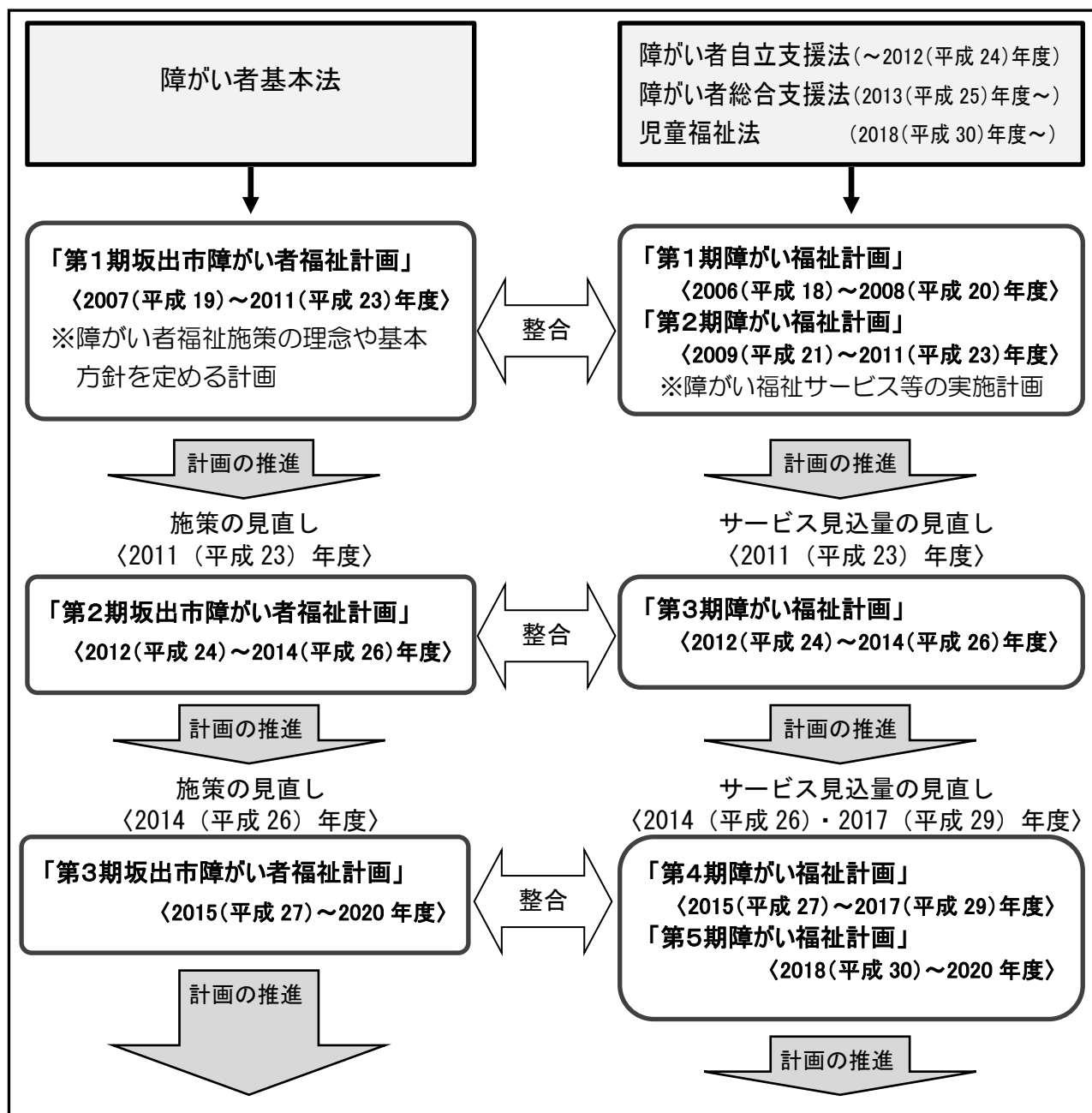
また、本計画は「児童福祉法」第33条の20第1項の規定による「市町村障がい児

福祉計画」として、障がい児通所支援の見込量およびその確保のための方策等も定めた計画です。

本計画は、関連するこの2つの根拠法を持つ計画を一体的に策定するものです。

## (2) 市の計画における位置づけ

本計画は、本市の「坂出市障がい者福祉計画」を上位計画とし、国の基本指針や本市の地域福祉計画等の他の関連計画との整合性を踏まえて、策定しています。



## 4 計画の期間

本計画は、国の基本指針において、計画期間を「3か年を1期」として定めていることから、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間とします。

2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
第2期障がい者福祉計画								
3年間			第3期障がい者福祉計画					
			6年間					
第3期障がい福祉計画								
3年間			第4期障がい福祉計画					
			3年間			第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)		
						3年間		

## 5 計画の対象者

本計画は、障がい者や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者」とは、障がい者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

## 6 計画の公表・意見公募

本計画について、市のホームページや行政窓口等において情報公開を行い、広く一般の市民の方からの意見を求めるべく、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 人口構造

#### (1) 人口の推移

坂出市における総人口の推移を5年ごとに実施される国勢調査の結果からみると、総人口の減少傾向がみられます。

人口構成をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢者の一人暮らし等の単独世帯の増加による家族類型の変化を反映して、一世帯当たりの人数の減少が続いています。

人口構成を全国や香川県と比較すると、年少人口比率、生産年齢人口比率は全国、県より低く、逆に老年人口比率は、全国、県より高い状況にあります。

また、一世帯当たり人数の比較では、全国、県より多くなっています。

#### ■総人口・年齢3区分別人口・世帯数の推移

	2005 (H17)年	2010 (H22)年	2015 (H27)年	増減率(%)	
				2005～2010	2010～2015
総人口	57,266人	55,621人	53,164人	△2.9	△4.4
年少人口 (15歳未満)	7,169人 12.5%	6,701人 12.1%	6,264人 11.8%	△6.5	△6.5
生産年齢人口 (15～64歳)	34,954人 61.0%	32,615人 58.8%	28,511人 53.9%	△6.7	△12.6
老年人口 (65歳以上)	15,069人 26.3%	16,158人 29.1%	18,133人 34.3%	7.2	12.2
世帯数 (総数)	21,036世帯	21,394世帯	21,361世帯	1.7	△0.2
一世帯当たり人数 (一般世帯)	2.65人	2.52人	2.40人	—	—

資料：国勢調査

※各人口割合は、年齢不詳を分母から除いて計算しています。(2010(H22)年以降)

#### ■坂出市と全国・香川県との比較

	坂出市		全国		香川県	
	2010 (H22)年	2015 (H27)年	2010 (H22)年	2015 (H27)年	2010 (H22)年	2015 (H27)年
年少人口(15歳未満)	12.1%	11.8%	13.2%	12.6%	13.4%	12.8%
生産年齢人口(15～64歳)	58.8%	53.9%	63.8%	60.7%	60.7%	57.3%
老年人口(65歳以上)	29.1%	34.3%	23.0%	26.6%	25.8%	29.9%
一世帯当たり人数(一般世帯)	2.52人	2.40人	2.42人	2.33人	2.49人	2.39人

資料：国勢調査

## 2 障がい者の状況

### (1) 障がい者手帳所持者の状況

2014（平成26）年度から2016（平成28）年度の障がい者手帳所持者数をみると、総数では平均して約3,300人、手帳別の所持者割合は、平均して身体障がい者手帳所持者は約78%、療育手帳所持者は約12%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は約11%を占めています。

各年度間の増減をみると、全体として身体障がい者手帳所持者は減少傾向にあり、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。なかでも精神障がい者保健福祉手帳所持者の割合は、年間約1%ずつ高まっています。

#### ■障がい別手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度		2015 （平成27）年度		2016 （平成28）年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体障がい者 手帳所持者	2,627	79.2%	2,559	77.5%	2,453	76.0%
療育手帳 所持者	383	11.5%	393	11.9%	399	12.4%
精神障がい者 保健福祉手帳 所持者	307	9.3%	350	10.6%	376	11.6%
合計	3,317	100.0%	3,302	100.0%	3,228	100.0%

資料：ふくし課

### (2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者は、各年度とも65歳以上の高齢者が最も多く、平均して約77%を占め、等級別では1級および4級所持者が多くなっています。障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く、全体の過半数を占めており、次いで「内部障がい」となっています。



■身体障がい者手帳所持者数（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
18歳未満	33	29	24
18歳～64歳	592	557	543
65歳以上	2,002	1,973	1,886
合計	2,627	2,559	2,453

資料：ふくし課

■障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
1級	769	771	767
2級	384	377	355
3級	422	392	372
4級	794	764	708
5級	110	114	113
6級	148	141	138
合計	2,627	2,559	2,453

資料：ふくし課

■障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
視覚障がい	189	188	177
聴覚・平衡機能障がい	242	234	228
音声・言語障がい	18	18	17
肢体不自由	1,425	1,381	1,319
内部障がい	753	738	712
合計	2,627	2,559	2,453

資料：ふくし課

### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、各年度とも18歳～64歳が最も多く、平均して約68%を占めています。

障がいの程度別人数を比較すると、最も多いのは、軽度のB所持者であり、増加傾向にあります。

#### ■療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
18歳未満	81	81	85
18歳～64歳	263	270	267
65歳以上	39	42	47
合計	383	393	399

資料：ふくし課

#### ■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
最重度㊶	90	89	88
重度A	80	79	82
中度㊷	103	103	98
軽度B	110	122	131
合計	383	393	399

資料：ふくし課

#### (4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、総数において年々増加傾向にあります。各年度とも18歳～64歳が最も多く、平均して約75%を占めています。また、65歳以上の増加傾向が顕著です。

障がいの程度別人数を比較すると、2級所持者が最も多く、次いで多いのは、3級所持者となっています。

##### ■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
18歳未満	1	5	5
18歳～64歳	235	262	278
65歳以上	71	83	93
合計	307	350	376

資料：ふくし課

##### ■障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
1級	22	24	29
2級	220	245	268
3級	65	81	79
合計	307	350	376

資料：ふくし課

#### (5) 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費の精神通院医療は、年々増加傾向にあります。

##### ■自立支援医療費受給者数の推移（年間の数値）

（単位：人）

	2014 （平成26）年度	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度
更生医療	131	117	133
育成医療	14	8	11
精神通院医療	691	721	743

資料：ふくし課

### 3 サービスの利用状況

#### (1) 障がい福祉サービス等

第4期坂出市障がい福祉計画における見込量（計画値）に対する利用実績（実績値）は、次のとおりです。

##### ①訪問系サービス

訪問系サービスは、2016（平成28）年度の計画値（延利用時間）を下回りました。

##### ■計画値と実績値（年度末の数値）

サービス名	単位	2014 （平成26）年度		2015 （平成27）年度		2016 （平成28）年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス （居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障がい者等包括支援）	実利用者数 （人）	86	95	88	102	93	96
	延利用時間 （時間）	1,650	1,863	1,690	1,929	2,080	1,757

※訪問系サービスの計画値・実績値は、サービスごとではなく、訪問系サービス全体の一括した数値を示しています。

##### ②日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援および短期入所は、計画値を上回りました。

##### ■計画値と実績値（年度末の数値）

サービス名	単位	2014 （平成26）年度		2015 （平成27）年度		2016 （平成28）年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	実利用者数 （人）	120	128	121	127	122	130
自立訓練（機能訓練）	実利用者数 （人）	1	3	1	1	1	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数 （人）	1	3	1	2	2	4
就労移行支援	実利用者数 （人）	19	17	18	14	17	9
就労継続支援（A型）	実利用者数 （人）	9	14	10	22	11	25
就労継続支援（B型）	実利用者数 （人）	102	99	103	118	104	120

■計画値と実績値（年度末の数値）

		2014 (平成 26) 年度		2015 (平成 27) 年度		2016 (平成 28) 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
療養介護	実利用者数 (人)	16	16	16	16	16	15
短期入所（ショートステイ）	実利用者数 (人)	24	27	25	35	26	40

③居住系サービス

共同生活援助は、2015（平成 27）、2016（平成 28）年度の計画値を下回りました。

■計画値と実績値（年度末の数値）

		2014 (平成 26) 年度		2015 (平成 27) 年度		2016 (平成 28) 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数 (人)	83	87	86	80	89	80
施設入所支援	実利用者数 (人)	74	76	74	70	73	73

④相談支援

計画相談支援は、計画値を上回りました。地域移行支援と地域定着支援の利用はありませんでした。

■計画値と実績値（年度末の数値）

		2014 (平成 26) 年度		2015 (平成 27) 年度		2016 (平成 28) 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	実利用者数 (人)	425	430	430	457	439	471
地域移行支援	実利用者数 (人)	1	0	1	0	2	0
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0

## ⑤障がい児通所支援

障がい児通所支援は、全体的に計画値を上回りました。

### ■計画値と実績値（年度末の数値）

サービス名	単位	2014 （平成 26）年度		2015 （平成 27）年度		2016 （平成 28）年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	実利用者数 （人）	5	10	6	13	7	17
放課後等デイサービス	実利用者数 （人）	40	37	41	42	42	47
障がい児相談支援	実利用者数 （人）	54	58	56	67	58	72

## （２）地域生活支援事業

### ①相談支援事業

相談支援事業は、計画どおり実施されています。

### ■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	2014 （平成 26）年度		2015 （平成 27）年度		2016 （平成 28）年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業	障がい者相談 支援事業 （か所）	11	11	11	11	11	11
	地域自立支援 協議会 （か所）	1	1	1	1	1	1

## ②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の利用はありませんでした。

### ■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	2014 (平成 26) 年度		2015 (平成 27) 年度		2016 (平成 28) 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	1	0	1	0	1	0

## ③意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、計画値を下回りました。

### ■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	2014 (平成 26) 年度		2015 (平成 27) 年度		2016 (平成 28) 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・要約筆記奉仕員	実利用者数 (人)	9	6	9	5	10	5
派遣事業	利用件数 (件)	—	90	—	80	—	54

#### ④日常生活用具購入費給付事業

日常生活用具購入費給付事業は、全体的に計画値を下回りました。

##### ■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	2014 (平成26)年度		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	給付件数 (件)	5	2	5	0	5	1
自立生活支援用具	給付件数 (件)	13	7	13	5	13	6
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	7	4	7	7	7	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件)	13	19	13	17	13	5
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	1,450	1,350	1,450	1,336	1,460	1,380
住宅改修費	給付件数 (件)	2	0	2	3	2	1

#### ⑤手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、2015（平成27）、2016（平成28）年度の計画値を下回りました。

##### ■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	2014 (平成26)年度		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数 (人)	2	2	2	0	2	1



## ⑥移動支援事業

移動支援事業は、計画値を下回りました。

### ■計画値と実績値（年間の数値）

		2014 (平成 26) 年度		2015 (平成 27) 年度		2016 (平成 28) 年度	
事業名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
移動支援事業	延利用時間 (時間)	8,400	7,882	8,500	6,901	8,600	6,198

## ⑦地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターⅠ型は、2016（平成28）年度に1か所減少しました。

### ■計画値と実績値（年間の数値）

		2014 (平成 26) 年度		2015 (平成 27) 年度		2016 (平成 28) 年度	
事業名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数 (か所)	5	5	5	5	5	4
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2	2

# 第3章 障がい福祉計画の推進

## 1 2020年度の成果目標

施設入所者の地域生活への移行，福祉施設から一般就労への移行，地域生活支援拠点等の整備を進めるため，国の基本指針に即して，地域の実情に応じた目標値を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### ○国の方針

2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することをめざすとともに，施設入所者数を2016（平成28）年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

本市の2016（平成28）年度末時点の施設入所者数は，73人となり，国の基本指針に即して，2020年度末までに，地域生活への移行する人の目標値を7人とします。また，2020年度末時点の施設入所者数を71人として，2人削減することをめざします。

そのためには，施設入所者や関係者の意見を聴き，情報収集する中で個々の状況に応じて地域生活への移行を支援します。

項目	数値	考え方
2016（平成28）年度末時点の施設入所者数（A）	73人	2016（平成28）年度末時点の施設入所者数
【目標値】地域生活への移行	7人 9.6%	（A）のうち，2020年度末までに，地域生活への移行する人の目標値
2020年度末時点の施設入所者数（B）	71人	2020年度末時点の利用人員見込み
【目標値】施設入所者数の削減	2人 2.7%	削減見込み（A）－（B）

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

### ○国の基本指針

福祉施設から一般就労への移行者数を、2020年度中に、2016（平成28）年度実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

本市の2016（平成28）年度実績は2人であり、第5期かがわ障がい者プランと整合を図るとともに、地域の実情にあわせて、2020年度中に、福祉施設から一般就労への移行する人の目標値を4人とします。

本市の就労支援制度の活用や関係機関と連携して雇用・就労の推進に努めます。

項目	数値	考え方
2016（平成28）年度の一般就労への移行者数（A）	2人	2016（平成28）年度の一般就労への移行者数
【目標値】福祉施設から一般就労への移行者数（B）	4人	就労移行支援事業等を通じて、2020年度中に、一般就労への移行する人の目標値
	2倍	$(B) / (A)$

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

### ○国の基本指針

障がい者の地域での生活を支援する拠点等を、2020年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする。

2017（平成29）年10月に中讃東圏域の1市2町が共同して設置した地域生活支援拠点等の充実を図ります。

## 2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

障がい福祉サービス等の見込量については、過去の実績や障がい者の利用ニーズ、サービス事業所の整備意向、国の基本指針等を勘案して設定しています。

### ①訪問系サービス

#### [居宅介護]

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### [重度訪問介護]

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

#### [同行援護]

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

#### [行動援護]

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### [重度障がい者等包括支援]

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### ■事業量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	2017	2018	2019	2020
		(平成 29)年度	(平成 30)年度	(平成 31)年度	年度
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障がい者等包括支援)	実利用者数 (人)	98	98	99	99
	延利用時間 (時間)	1,940	1,940	2,090	2,090

※訪問系サービスの計画値は、サービスごとではなく、訪問系サービス全体の一括した数値を示しています。

#### ■見込量確保のための方策

サービス内容等の情報を十分に提供するとともに、障がい者やその家族の意向を聴き取り、必要なサービスを提供していきます。

## ②日中活動系サービス

### [生活介護]

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### [自立訓練（機能訓練／生活訓練）]

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### [就労移行支援]

一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

### [就労継続支援（A型（雇用型）／B型（非雇用型））]

一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

### [就労定着支援]

一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

### ■事業量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 年度
生活介護	実利用者数 (人)	130	131	132	133
自立訓練（機能訓練）	実利用者数 (人)	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	実利用者数 (人)	4	4	5	5
就労移行支援	実利用者数 (人)	9	10	11	12
就労継続支援（A型）	実利用者数 (人)	25	27	29	31
就労継続支援（B型）	実利用者数 (人)	128	133	138	144
就労定着支援	実利用者数 (人)	—	2	4	6

### ■見込量確保のための方策

就労移行支援や就労継続支援は、関係機関等と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

### [療養介護]

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

### [短期入所（ショートステイ）]

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ■事業量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	2017	2018	2019	2020
		(平成 29)年度	(平成 30)年度	(平成 31)年度	年度
療養介護	実利用者数 (人)	17	17	17	17
短期入所（ショートステイ）	実利用者数 (人)	40	42	44	46

#### ■見込量確保のための方策

短期入所は、利用希望者を把握するとともに、身近な地域で利用できるよう、事業所情報を提供していきます。

## ③居住系サービス

### [共同生活援助（グループホーム）]

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

### [施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア等）]

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### [自立生活援助]

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

#### ■事業量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	2017	2018	2019	2020
		(平成 29)年度	(平成 30)年度	(平成 31)年度	年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数 (人)	79	80	83	89
施設入所支援	実利用者数 (人)	72	72	72	71
自立生活援助	実利用者数 (人)	—	1	2	3

## ■見込量確保のための方策

共同生活援助は、今後も需要が見込まれるため、事業所情報の提供、事業所へ拡充の促進を図り、生活の場の確保に努めていきます。

### ④相談支援

#### [計画相談支援]

障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。

#### [地域移行支援]

障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

#### [地域定着支援]

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## ■事業量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	475	480	485	490
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	1	1	1

## ■見込量確保のための方策

相談支援事業所と連携しながら、計画相談支援等の推進に努めていきます。

## ⑤障がい児通所支援

### [児童発達支援]

日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等の支援を行います。

### [放課後等デイサービス]

学校の授業終了後や学校の休校日に，児童発達支援センター等の施設に通い，生活能力向上のために必要な訓練や，社会との交流の促進等の支援を行います。

### [障がい児相談支援]

障がい児が障がい児通所支援の申請前の相談や申請をするときの支援，障がい児支援利用計画の作成，サービス事業所との連絡調整等を行います。

### [保育所等訪問支援]

保育所等を訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

### [居宅訪問型児童発達支援]

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して，居宅を訪問して発達支援を行います。

### [医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター]

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターの配置を促進します。



■事業量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	2017 (平成 29)年度	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 年度
児童発達支援	実利用者数 (人)	19	20	21	22
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	50	52	54	56
障がい児相談支援	実利用者数 (人)	77	80	83	86
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人)	—	2	2	2
医療的ケア児に対する 関連分野支援コーディネーター	配置人数 (人)	—	0	1	1

■見込量確保のための方策

障がい児通所支援の内容等の情報を十分に提供するとともに、障がい児やその家族の意向を聴き取り、必要なサービスを提供していきます。

### 3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）

地域生活支援事業は、障がい者（児）がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

#### （1）相談支援事業

##### ①障がい者相談支援事業

障がい者本人や障がい児の保護者、あるいは障がい者等の介護者からの相談に応じ、情報の提供および助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整等、権利擁護のために必要な援助を行います。

##### ②地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

#### （2）成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度利用が有効と認められる方に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

#### ■事業量の見込み（年間）

サービス名		単位	2017 (平成 29)年度	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 年度
相談支援 事業	障がい者相談 支援事業	実施か所数 (か所)	11	11	11	11
	地域自立支援 協議会	設置か所数 (か所)	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		実利用者 数(人)	2	3	3	3

#### ■見込量確保のための方策

障がい者相談支援事業は、今後も引き続き、中讃東圏域地域自立支援協議会等と連携しながら、相談支援事業の推進に努めていきます。

### (3) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業等を実施し、他者との意思疎通の仲介を行うサービスです。

#### ■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 年度
手話通訳者・要約筆記 奉仕員派遣事業	利用件数 (件)	50	75	75	75

#### ■見込量確保のための方策

手話通訳者をふくし課窓口に継続して設置し、制度の周知や情報提供を行うとともに、意思疎通支援事業の推進に努めていきます。

### (4) 日常生活用具購入費給付事業

重度障がい者等に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具、入浴・食事等の自立生活を支援する自立支援用具、ストマ用装具等の排泄管理を支援する排泄管理支援用具等の快適な日常生活を支援するための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

#### ■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 年度
介護訓練支援用具	給付件数 (件)	2	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数 (件)	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件)	14	14	14	14
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	1,390	1,390	1,400	1,400
住宅改修費	給付件数 (件)	1	1	1	1

#### ■見込量確保のための方策

相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、制度の周知に努めていきます。

#### (5) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進および社会参加の促進を図ります。

##### ■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数 (人)	2	2	2	2

##### ■見込量確保のための方策

2014（平成 26）年度から実施している手話奉仕員養成研修事業の周知・啓発に努めていきます。

#### (6) 移動支援事業

円滑に外出できるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。

##### ■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 年度
移動支援事業	延利用時間 (時間)	6,200	6,340	6,480	6,620

##### ■見込量確保のための方策

相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、制度の周知に努めていきます。

#### (7) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターⅠ型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する身体障がい者等に機能訓練，社会適応訓練，入浴等のサービスを提供します。

地域活動支援センターⅢ型：地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施します。

#### ■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	2017 （平成 29）年度	2018 （平成 30）年度	2019 （平成 31）年度	2020 年度
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数 （か所）	4	4	4	4
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数 （か所）	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数 （か所）	2	2	2	2

#### ■見込量確保のための方策

地域活動支援センターは、今後も引き続き、地域活動支援センター機能強化事業の継続に努めていきます。

## 4 その他の新制度への対応

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築，児童発達支援センターの整備，保育所等訪問支援事業を実施する体制，重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所，重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所，医療的ケア児支援のための協議の場などの整備が求められており，中讃東圏域地域自立支援協議会等を活用し，広域的な整備の在り方を検討します。

# 第4章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

「第5期障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス等の見込量およびその確保のための方策等を定める計画であり、その上位計画である2015（平成27）年3月に策定した「坂出市障がい者福祉計画」（2015（平成27）年度から2020年度までの6年間を対象期間とした障がい福祉施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画）とともに、一体的に推進します。

### （1）庁内関係各課との連携

障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報等、広範な分野にわたるため、ふくし課が中心となり、庁内関係各課との相互連携を図りながら、計画を推進します。

### （2）関係機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校、国や県の関係機関、大学等の研究機関、また、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用等、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、中讃東圏域地域自立支援協議会による地域の関係機関とのネットワークを活用し、計画の実現に向けた協議等を行います。

### （3）地域福祉の推進

障がい者に対する各種施策を推進していくためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員等、多くの関係団体や地域住民の協力が必要となります。そのため、障がい者・ボランティア等を含めた地域住民の福祉の推進体制（ネットワーク）を強化します。

## 2 計画の点検・評価および改善

本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」等の目標値を「成果目標」とし、障がい福祉サービスの見込量を「活動指標」としています。

本計画については、「PDCAサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価および改善に当たっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、中讃東圏域地域自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聴く中で検討を行っていきます。

## (資料) 相談・支援窓口一覧

関係	所属	電話番号	内容
国・県 (委託含む)	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談 発達障がい相談 障がい者権利擁護センター
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談
	香川県中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談 子育て相談
	香川県精神保健福祉センター	087-804-5566 087-833-5560	精神保健福祉相談 こころの電話相談
	香川県ひきこもり地域支援 センター「アンダンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談
	ハローワーク坂出 (坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談
	障害者就業・生活支援センター くばら	0877-64-6010	就業相談
	香川県発達障害者支援センター 「アルプスかがわ」	087-866-6001	発達障がい相談
	かがわ総合リハビリテーション センター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談
市・社協	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター
	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉総合相談
相談支援 事業者 (委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163	主に知的障がい相談
	あいうえお相談支援事業所	0877-85-6102	主に知的障がい相談
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談
	相談支援センターfine (ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談







坂出市公認キャラクターさかいでまる

第5期坂出市障がい福祉計画

発行日：2018（平成30）年3月

発行者：坂出市ふくし課 障がい福祉係

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

T E L : 0877-44-5007

F A X : 0877-45-7270

E-mail: [fukusi@city.sakaide.lg.jp](mailto:fukusi@city.sakaide.lg.jp)